

# 公益財団法人 公益法人協会 第34回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成28年3月4日(金) 16時～18時
- 2 開催された場所 日本工業倶楽部 4階第四会議室
- 3 理事総数及び定足数  
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 13名  
(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、岸本幸子、鈴木勝治、高宮洋一、  
田中 皓、長瀧重信、早瀬 昇、堀田 力、松岡紀雄、山岡義典  
注) 浦上理事は16時12分、第1号議案説明中に着席。  
(欠席) 橋本大二郎、福原義春  
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子

## 5 議 題

### 決議事項

- 第1号議案「平成28年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件
- 第2号議案「『東日本大震災草の根支援組織応援基金』第四次配分団体の決定及び当協会寄付金額の承認」の件
- 第3号議案「特別寄附金の受領に係る承認」の件
- 第4号議案「『会員に関する規程』の改定」の件
- 第5号議案「平成28年度役員報酬」の件
- 第6号議案「顧問の選任」の件
- 第7号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

### 報告事項

- (1) 社会福祉法人の運営に係る東京都委託事業
- (2) 東アジア市民フォーラム事務局の引受
- (3) 日本ライフ協会、日本ポニーベースボール協会に対する内閣府認定取消勧告
- (4) (一財)非営利組織評価センターの設立
- (5) 平成27年度入退会の状況
- (6) 平成27年度下期コンプライアンスの状況
- (7) その他報告

## 6 議事の経過及びその結果

### (1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、谷村監事、中田

監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

## ○ 決議事項

### 第1号議案『平成28年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

太田理事長から事業計画案について説明があった。説明によると、公1・普及啓発事業として①フィッシュ財団委託によるシンポジウム、東アジア市民社会フォーラムの開催、今春設立の非営利組織評価センターの提携等により、国内外の非営利組織との連携事業を進める他、②ニーズにマッチした書籍のタイムリーな出版、③NOPODASの拡充、④インターンシップの充実（対象校の拡大等学生のうちから非営利組織に対する関心を深めてもらう、オープンカレッジの働きかけ）。公2・能力開発・支援事業として、①スカイプ方式を用いた地方相談室の拡充、②ピア・ラーニング方式を新たに取り入れ、また、東京都から協力依頼を受ける社会福祉法人の運営に係るセミナーなど。公3・調査研究事業としては、①日本NPOセンターとの非営利法人選択動向に関する共同調査、判例等研究会の継続、②公益信託法の抜本改正、③ストック寄付税制の研究、④提言活動として収支相償等の改善運動の継続などを行う。また、法人管理では魅力ある会員サービスの企画と、財務体質の改善等を行う。

続いて金沢専務理事から、27年度の財務状況の説明とともに、平成28年度収支予算について説明があった。説明によるとまず、資金繰りは2、3年前よりかなり改善しており、27年度も収支は数百万円程度の利益の見込みである。一方、会員も年間ではプラスを想定しているが出入りは激しい。また、事業収益をみると、出版事業は徐々に売上げが低下している。セミナー事業は、マイナンバー制度テーマの開始と参加費の消費税を外税方式にしたことで過去最大の売上げを得た。機関誌の協賛広告収益も予算額を確保している。今後の課題は、採算性の一層の重視、費用の見直しによる支出の一層の抑制であり、それをもとに28年度予算を作成した。また、会員に関しては、社内システムの改善により会員履歴を把握して会員とのアクセス強化を図り、「サイレントカスタマー」ゼロを目指す。次に、資金調達及び設備投資の見込みについて説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第2号議案「『東日本大震災草の根支援組織応援基金』第四次配分団体の決定及び当協会寄付金額の承認」の件

金沢専務理事から同案について説明があった。説明によると、この1月13日・14日に職員2名を派遣し宮城、福島で現地視察を行い、1月27日～2月18日の募集期間に56件の応募があった。3月2日に配分委員会を開催、各団体の申請内容に関してはきめ細かい評価を元に審査し、その結果、13件につき498万2,089円の配分を行うこととなった。また、当協会からは50万円を上限に寄付を行うが、今回は配分額のうち38万5,611円の寄付を行い、事務管理費としては27年度の震災寄附金合計金額 1,312万1,406円の10%以内として、130万円を充当したい。以上であった。また、太田理事長からは、本基金の助成は被災地団体のニーズがまだまだあることから、今後も粘り強く継続したいとの補足説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第3号議案「特別寄附金の受領に係る承認」の件

太田理事長から本議案について説明があった。説明によると、当協会評議員の小西恵一郎氏が

代表を務める「TBRビルテナントの借家権を守る会」より、「その全額を公益目的事業1に使用し、現金にて管理運用すること」との用途の指定がされた41万2,345円の特別寄附金に係る申込みがあった。当協会「寄附金等取扱規程」では特別寄附金に係る規定として「寄附者から資金用途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない」（第8条第2項）とされているので、その受領について審議いただきたい、とのことであった。

審議の結果、原案どおり本寄附金の受領を、出席理事全員一致で可決した。

#### 第4号議案「『会員に関する規程』の改定」の件

金沢専務理事から本議案について説明があった。説明によると、今回の改定案は当協会の主要な会員区分である「普通会員」に社会福祉法人、更生保護法人及び特定非営利活動法人の三法人類型を加えるものである。従来、これらの法人は「特別会員」区分であったので年会費は84,000円であったが、普通会員に移すことで会費の負担は72,000円に低減されることから、入会の促進を図る。また、このうち社会福祉法人に関しては、東京都の福祉保健局から当協会に対して、平成29年4月社会福祉法の改正をにらみ、都内1,100の社会福祉法人の経営組織ガバナンス強化（法改正の意義・法人ガバナンス・評議員制度）に係る研修テキストの作成及び大規模セミナー開催に係る特命要請がされる予定である。この社会福祉法改正は昨年衆議院を通過しておりほぼ本決まりだが、社会福祉法人は小規模法人（一法人・一施設運営）が多く、また、評議員会未設置の法人が400以上あり、評議員を設置しているところも評議員が理事を兼職しているなどガバナンス面で問題が多い。東京都以外でも、現在数県から同様の要請があるが、各地の社会福祉協議会はそうした分野の支援はしておらず、当協会と事業がバッティングすることはない。以上であった。また、太田理事長からは、社福法改正による機関設計は一般法人法、公益認定法を敷衍しており、ほぼ共通しているとの補足説明があった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

（早瀬理事）要望として、社会福祉法人のボランティア参加についても評価して下さるよう求めたい。なお社協がこうした支援に乗り出さないのは、社協自体のガバナンスが他の社会福祉法人よりも低くて良いためである。全社協の定款では評議員会で委任出席ができる規定が認められており、各社協もそれに倣っている。他の社会福祉法人では評議員会の委任ができず、これは、社会福祉法人の業界にガバナンスの二重基準があることになる。

（太田理事長）貴重な情報であり、社会福祉法人に関してノウハウが不足している当協会に、ぜひ知見をいただきたい。

（堀田理事）社会福祉法人の運営実態には本当にひどいところがあり、ガバナンスがきちんとしていない。一部は理事長のやりたい放題により、悪質営利事業者のようになっている。行政がチェックしているものの、監督役が体をなしていない例もある。この分野の第一人者である本間郁子さんに話を聞く機会を持てば、良い知恵を提供いただけるかも知れない。

（松岡理事）本間さんはフェイスブックで情報提供しているので、ご覧になるといい。

（太田理事長）貴重な情報であり、大変ありがたい。ぜひ、知見がおありになる方に、ぜひ助

けていただきたい。

(高宮理事) 社会福祉法人や非営利活動法人へ活動を広げていくと、入会の増加が期待される一方で、今の話の様な面での問題も生じてくるだろう。会員の不祥事は会として対応を問われる問題であり、入会希望会員の活動状況が不適正でないか、不祥事を起こした時にどうするか等、公法協として関与を深め会員として受け入れる時に考慮するべきである。その辺りの議論を深めておく必要がある。

(太田理事長) その点は、今後十分に検討したい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### 第5号議案「平成28年度役員報酬」の件

太田理事長から、本議案について説明があった。説明によると、役員報酬案については昨年6月に承認いただいた金額を、28年度も据え置きたい、とのことであった。

審議の結果、原案どおり(別紙)、出席理事全員一致で可決した。

#### 第6号議案「顧問の選任」の件

太田理事長から本議案について、現顧問2名の再任及び新たに1名の選任案について説明があった。

審議の結果、次のとおり選任を出席理事全員一致で可決した。

(再任) 石村耕治、能見善久

(新任) 岡本仁宏(関西学院大学法学部教授)

任期はいずれも、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間。

#### 第7号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

太田理事長から本議案について説明があり、次のとおり、出席理事全員一致で可決した。

##### ・第17回評議員会

日時 平成28年6月29日(水) 15時開始

場所 如水会館(千代田区一ツ橋)

目的である事項等

- ・平成27年度事業報告及び附属明細書の承認
- ・平成27年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに附属明細書の承認

#### ○報告事項

下記の報告が行われた。

##### (1) 社会福祉法人の運営に係る東京都委託事業

第4号議案において説明したため、省略。

##### (2) 東アジア市民フォーラム事務局の引受

鈴木専務理事より説明。同フォーラムは日中韓が民間ベースで非営利活動の話し合いの場を持つため、JICAの援助を受けて毎年、持ち回りで開催している交流会である。すでに2回あり、第7回目は本年11月16～18日に東京で開催する。これまで青木利元氏を中心に任意団体ジブリが事務局を担当してきたが、規模が拡大するにつれ対応が難しくなり、また、JICA

の助成も受けにくくなってきた。山岡理事の要請もあり、今後は当協会が日本サイドの事務局を担当するが、資金調達はトヨタ財団等に助成を打診している。今回の東京大会については、ぜひ皆さんの参加をお願いしたい。以上であった。

(3) 日本ライフ協会、日本ポニーベースボール協会に対する内閣府認定取消勧告

鈴木専務理事より説明。これまでに公益認定取消処分となった7件のうち、4件が自主返上、3件が行政庁の勧告によるものである。自主返上した一つ、公益社団法人であった青年会議所にメールで問い合わせをしたところ、その理由として、①財務三基準の一つである公益目的事業比率を確保するため、資産を取り崩して特定の公益目的事業ばかり行った結果、本来の青年会議所の活動ができなくなったこと、②当初の認定申請のみならず、その後の定期提出書類作成に係る労力負担を挙げた。この辺り、当局宛てに従来からの要望どおり財務三基準の改善、②に係る法人が行う作業の簡素化に係る対応を要望したい。

日本ライフ協会に関しては、会員から預かった資金を他の事業に充当したり、理事長が関係するNPO法人に貸し付けているのではないかとの疑惑が以前からあり、行政庁である内閣府は度々報告要請を行った経緯がある。その後、預託金を返済する能力を失い、債務超過に陥ったことから、内閣府が公益認定取消の勧告をし、やがて同協会は大阪地裁に、民事再生手続申請を提出した。1月15日の第1回勧告の後、公益法人協会は、本件については弁解の余地はないが、これを機会に当局からの締め付けが強くないよう要望する旨のステートメントを発表した。他方、今後は公益法人自身が自ら襟を正すことが必要であることから、アドボカシーとして、このテーマにより法人の自律を促すセミナーを開催したいと考えている。また、日本ポニーベースボール協会に関しては同好団体であるとの印象を受けるが、同好団体であっても公益法人であれば規律を守る必要がある。勧告文によれば、内情は法令並びに規律違反のオンパレードのような状況であり、①社員総会を4年開いていない、②特定の理事を退任したことにするべく議事録を偽造して変更登記するなどの行為を行っている。内閣府は、一罰百戒で認定取消勧告をすることになったかと推測される。以上であった。

(4) (一財)非営利組織評価センターの設立

太田理事長より説明。同センターは非営利法人の事業評価ではなく、組織評価を行うもので、①組織ミッションと事業、②組織統治・運営、③コンプライアンス、④透明性、⑤事務局マネジメントの5つの視点から評価し、ホワイトリストとして情報公開する。行政からの期待も高い。法人としてはこの4月1日に設立登記を行う予定であり、また、事業費は2015年度～2019年度については日本財団の支援及び一部被評価団体から徴収する評価料で賄う予定である。事務所はすでに開設しており、今後のご支援・ご協力をお願いしたい。以上であった。

(5) 平成27年度入退会の状況

金沢専務理事より説明。中期経営計画では80件新規入会に対して50件の退会、30件の純増をみているが数値達成は厳しい。27年度は26年度に続いて純増を確保できる見通しであるが、プラスは年間十数件であろうか。今後は会員それぞれと何らかの方法でコンタクトを密にし、当協会のサービスを利用しないいわゆるサイレント会員を減らし、退会に歯止めをかける方

策が重要と考えている。以上であった。

(6) 平成27年度下期コンプライアンスの状況

鈴木専務理事より、昨年9月理事会以降もコンプライアンス違反や、それに係る内部告発等はなかった旨、報告があった。

(7) その他報告

太田理事長より、下記の項目について報告があった。

- ① JWL I 国際会議業務受託に関する契約
- ② CAPS 委託事業『The Silver Lining (さわやか福祉財団)』
- ③ 日本NPO学会賞(『英国チャリティーその変容と日本への示唆』他の受賞)
- ④ 遺贈に関するNGO公開シンポジウム(2/25、外務省主催・(公財)オイスカ実施)
- ⑤ 中国全人代会議来日研修 (JICA関係)
- ⑥ アジア非営利セクター国際会議(トヨタ財団主催)
- ⑦ 公益信託法改正に関するアンケート(回答依頼)
- ⑧ 公益法人会計基準検討会報告書に関するパブリックコメント
- ⑨ 河野担当大臣の記者会見
- ⑩ 「公益庁」構想

上記項目のうち⑦について、理事長より出席者へ回答の依頼があった。また、⑨については、河野太郎大臣が閣議後の会見にて「公益法人からの収支相償、事業変更に関する要望を受け是正を指示した」旨の談話があった、とのことであった。

最後に金沢専務理事より、平成27年度事業報告等の承認等に係る次回理事会の開催(6月9日、主婦会館)について説明があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成28年3月29日

代表理事 太田 達男



代表理事 金沢 俊弘



監 事 谷村 啓



監 事 中田 ちず子



監 事 平川 純子



(別紙)

平成28年度役員報酬の金額等

(単位：円)

理事氏名	号俸	俸給月額	H 28 年度 年間換算 役員報酬	H 27 年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
太田 達男	18	440,000	5,280,000	5,880,000	週3日
金沢 俊弘	26	600,000	7,200,000	7,200,000	週5日
鈴木 勝治	23	540,000	6,480,000	6,120,000	週5日

\* 役員賞与は支給しない(役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第4項)。